

令和 9 年 4 月保育所等利用申請 チェックリスト

横浜市のご案内ページはこちら⇒



令和 8 年度利用保留中の方や、利用中で転園希望の方も、改めて令和 9 年度の申請が必要です。

「令和 9 年度 横浜市保育所等利用案内」（以下、「利用案内」）の内容をよくお読みのうえ、申請前にチェックリストを参考に申請内容に問題がないかをご自身で確認してください。

1	希望施設は、希望順に書いていますか？ ・入りやすそうな施設を上順位にする必要はありません（希望順位はランク判定等に影響しません） ・受入可能数に空きがなくても申請できます。転園等で空きが出た場合に入所できる場合があります。	☐
2	希望施設は、できるだけ多く記入できていますか？ ・希望施設数は、いくつ記入しても構いません。記入欄が足りない場合は、〔利用希望施設・事業〕別紙または任意の様式を使用してください。 第 1 希望の人や 1 施設のための希望の人が有利ということはありません。 ・ <u>他区の園</u> も記入することができます。（ <u>ランク判定等は戸塚区園と同様</u> に行います。）	☐
3	地域型保育事業は検討しましたか？ ・2 歳児クラスまでの地域型保育事業の園（小規模保育事業・家庭的保育事業）は、少人数ならではのきめ細やかな保育が行われており、主要駅に比較的近い立地です。また、3 歳児以降（卒園後）の預け先については、各地域型保育事業が連携する施設（認可保育所、認定こども園、幼稚園）へ優先して入所できる制度があります。 ・選択肢に加えることで、 入所できる可能性が広がります ので、是非、ご検討ください。	☐
4	近隣他区の保育園も検討しましたか？ ・例 1）お住まいが汲沢 → 泉区の園は検討しましたか？ ・例 2）お住まいが東戸塚 → 保土ヶ谷区・南区の園は検討しましたか？ ・例 3）お住まいが上矢部 → 泉区の園は検討しましたか？ ・例 4）お住まいが俣野 → 泉区の園は検討しましたか？ ・例 5）お住まいが小雀町 → 栄区の園は検討しましたか？	☐
5	すべての希望施設を見学しましたか？ ・見学については、各施設に直接お問い合わせください。	☐
6	記載している連絡先・メールアドレスは正しいですか？ ・申請後は、郵送またはお届けいただいたメールアドレス宛に不備・不足に関するご連絡をする場合がありますのでご確認ください。（その場合も期限までに提出された書類が利用調整の対象となります。）	☐
7	就労証明書に記載されている内容は正しいですか？ ・勤務先から受け取ったら、裏面の注意事項を参考にご自身でもよくご確認ください。特に 就労日数・就労時間 に誤りがないか（ 休憩時間が差し引かれていないか ）ご確認ください。 ・証明日や雇用期間の記載がないと、書類不備となります。必ず記載があることをご確認ください。	☐

裏面に該当する方はオンライン申請以外も受け付けます

申請書や様式は横浜市ホームページ「[令和 9 年度に保育所等の利用を希望する方へ](#)」（上記 QR）からダウンロードして印刷いただくか、窓口でお受け取りください。ご自宅への郵送はいたしておりません。

1 個別の支援・医療的ケアを必要とするお子さんで入所を希望する方（利用案内 P4）

相談窓口	戸塚区役所こども家庭支援課 2階8番窓口 ※期間内に余裕をもってご来庁ください 申請期間：令和8年10月1日（木）～令和8年10月28日（水）
注意事項	<個別に支援を必要とするお子さん> 障害や重い食物アレルギー、発育・発達の遅れなどその他気になることがあるお子さんは、申請に先立ち、区役所こども家庭支援課の窓口でご相談を受け付けています。申請にあたっては、利用を希望する保育所等を見学していただく必要があります。お子さんが安全に保育所等で過ごすためには、お子さんに必要な支援の内容を保育所等としっかり共有することが大切であるため、<u>お子さんを連れて見学に行くようにしてください。</u> <医療的ケアを必要とするお子さん> 事前に園と受入れの調整を行う必要があるため、<u>申請の前に必ず区役所こども家庭支援課にご相談いただくようお願いします。</u>

2 出生前申請をされる方（利用案内 P13）

4月申請のみ出生前の申請を受け付けます。直接、窓口にお越しください。

対象児童	令和9年2月3日（水）までの出生児（予定日が2月4日（木）以降でも申請が可能です。）
追加書類	母子健康手帳の「表紙」及び「分娩（出産）予定日が確認できるページ」のコピー
申請期限	前述のとおり。（一次申請・二次申請ともに可）

※令和9年2月3日（水）までに出生し、令和9年2月10日（水）までに区役所こども家庭支援課に「出生後届出書」の提出が必要です。提出がなかった場合には、利用調整の対象にはなりません。

3 戸塚区在住で横浜市外の保育所等を希望する方（利用案内 P14）

利用開始日の前日までの転出予定の有無により、申請方法や申請期限が異なります。

	利用開始日の前日までに転出予定あり	利用開始日の前日までに転出予定なし
申請先	転出先の市区町村	戸塚区役所こども家庭支援課 2階8番窓口
申請期限	転出先の市区町村へお問い合わせください	希望先保育所等のある市区町村締切日の10日前まで

4 横浜市外にお住まいで横浜市内の保育所等を希望する方（利用案内 P14）

利用開始日の前日までの転入予定の有無により、申請方法や申請期限が異なります。なお一次申請は、利用開始日の前日までに横浜市に転入する予定がある方が対象となります。横浜市に転入する予定がない方、転入することが分かる書類を提出できない方は二次申請からとなりますのでご注意ください。

	利用開始日の前日までに転入予定あり	利用開始日の前日までに転入予定なし
申請先	戸塚区役所こども家庭支援課 2階8番窓口（持参もしくは郵送）	現在お住まいの市区町村（二次申請から） ※利用調整基準の別表2における「9 保育士等」の要件を満たす場合は、一次申請可能です。
申請期限	横浜市の申請期限と同様	横浜市の締切日の10日前まで

※「保留通知書」については、横浜市に転入後に発行します。転入前に発行はできませんのでご注意ください。

「問合せ先」戸塚区役所こども家庭支援課 保育担当

電話：045-866-8467 FAX：045-866-8473 電子メール：to-hoiku@city.yokohama.lg.jp